

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 2 年 7 月 1 3 日 ( 月 曜 日 )		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 後 1 時 4 3 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 浅田 赤坂 藤本 西口 <齊藤議長><奥野副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、熊谷総務係長、鈴木議事調査係長、佐藤主任、小野主任			
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 4 名 ( 富 谷 、 平 本 、 山 本 、 小 松 )

### 会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[木曾委員長 開議]

#### 1 議 会 基 本 条 例 の 検 証 及 び 見 直 し に つ い て

(1) 検証の方法、進め方及び実施スケジュールの確認

[事務局長 説明]

[議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

検証の方法、進め方及び実施スケジュールについては、このとおりに進めることではないか。

—全員了—

(2) 検証の実施

○第5条の2第1項～第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 C、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無会派 A)

<菱田副委員長>

平成27年以降、政策研究会は結成されていないので、運用基準の内容について検討したいと考えている。政策研究会は、政務活動費で活動することとなっており、再度検討すべきではないか。また、議員の呼びかけで政策研究会を結成することになっているが、場合によっては議長提案で結成を呼びかけてもよいのではないか。これも踏まえ、運用基準のあり方を検討いただきたい。

<赤坂委員>

緑風会には1期目の議員が多いので、行政のあり方を勉強しているところであり、政策研究会までの話には至っていない。場合によっては、議長提案で結成するとスムーズに入りやすくなるのではないかと考える。

<西口委員>

政策研究会は完全にストップしている。政策立案は最も大事な部分である。議会改革度ランキングに関しては、日経グローバルでは7位だが、早稲田マニフェスト研究会では42位である。ここまで下がったのは、政策立案ができていないからであ

る。これからは、会派を超えて少数の議員で政策に関して議論し、条例化につなげられるような、集中型専門議会を考えていかなければならない。これを常に考えるべきである。以前は自費で活動していた。議員派遣をできないか考え直さなければいけない。また、多数参加型議会という考え方も出てきている。住民も参加して条例をつくる方法を加えれば、ランキングは上がるのではないか。

<木曾委員長>

今の政策研究会では費用が出ないので、前に進まない状況があるとのことである。政策研究会の費用の基本的な考え方はどうなっているのか。

<議事調査係長>

政策研究会は同一の会派に属さない議員3人以上で結成できることになっている。このため、例えば、2つの会派から3人の議員により結成された場合は、すべての会派から議員が出ていることにはならない。特別委員会等であれば、全会派から委員を選出しているのので、この場合、公費により視察等の議会活動を行っていただける。このことも踏まえ、今回は最終的には現状を維持することとなった。法的な考え方によると、各会派から委員を出さずに結成する場合は、議員派遣による旅費を支給するのではなく、政務活動費により活動費を支出いただくこととなる。このことを踏まえ、検証いただきたい。

<木曾委員長>

今の政策研究会であれば、政務活動費しか支出できないのか。

<議事調査係長>

そのとおりである。

<菱田副委員長>

今説明のあったことが、平成27年度以降に政策研究会が活動できていない理由である。政策研究会の目的は、①政策的条例案の策定に関すること②市長その他の執行機関に対する政策提言に関することであり、常任委員会でも取り組めていないようなことを求めている。この活動が議会改革の活動になるので、運用を見直すべきだと考えている。

<西口委員>

各会派から政策研究会に議員を選出しなくとも、調査研究費として議会費をふやせばよいのではないか。

<議事調査係長>

議会活動経費については、常に確保できるように考えている。制度上支給できるものであれば、そのように努力していきたい。

<木曾委員長>

政策研究会の議員を各会派から選出するようにするなど、違うものに変えていけば支出できるということなのか。

<事務局長>

政策研究会は弾力的に運用できるように制度がつくられたものである。現状では活用されていないが、これまでの経過を見直し、議会の政策提案機能を強化し、公費として支給するのであれば、会派案分で議員を選出するように見直していただく必要がある。

<三上委員>

一部達成としており、このままやっっていけばよい。実績がないと毎年予算要求しづらいところがあるのではないか。私も自分の常任委員会の所管外の内容について、かかわりたいという気持ちもあるので、政策研究会が結成できればよいと思う。す

すべての会派が入っていないなくても、公費負担できないか探ってみてはどうか。

<藤本委員>

4年間実績はないが、政策提案できるのであれば、どんどんやっていけばよい。常任委員会の所管を超えて研究する場を、まずはつくればどうか。そうするのであれば、議長が提案してもよいし、各会派案分でもよい。多くの会派の議員が集まって、政策提言することは大事である。まずは、テーマを設けることから入り、どうしても必要であれば、予算のあり方を考えていけばよい。

<赤坂委員>

皆が動きやすいように考えていけばよい。

<三上委員>

議長が政策研究会に提案することが妥当かどうかも含め検討していきたい。

<事務局長>

政策研究会に公費を支給することについては、他市の状況も含め調査していきたい。

<木曾委員長>

検証結果について意見はないか。

<西口委員>

「C未達成」としてスタートしてはどうか。

<三上委員>

条文を変える必要はない。運用の一部を変えていくことになると思うので、「一部達成」でもよいと思う。

<木曾委員長>

「対象外」として全体を見直していくこととしてはどうか。

<藤本委員>

評価の対象外となってしまう。「一部達成」として、継続して検討していくのはどうか。

<木曾委員長>

亀岡市議会として、具体的に政策研究ができるように、旅費を支給することも含め、考えていく。検証結果は「一部達成」として、今後の方向性は「取組検討」とする。  
—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第6条第1項

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第6条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 B、緑風会 B、共産党 A、公明党 B、無会派 A)

<木曾委員長>

公明党議員団からの意見④は、別途スマート議会において検討する。

<菱田副委員長>

常任委員会については、録画配信が行われていない。現在、新型コロナウイルス感

染症対策として、常任委員会を全員協議会室で実施している。ライブ中継は無理だとしても、まずは、全員協議会室で行われる委員会について、録画配信してはどうかという意見である。

<議事調査係長>

委員会の録画配信は以前にも議論されたことがある。委員会は懇談調で行われ、そのまま放映するのはどうかということがある。また、録画配信する場合には、その編集作業も出てくる。このため、予算を確保しながらしっかりと編集作業をして放映する方法もある。菱田副委員長から説明があったとおり、全員協議会室にはすでにカメラが設置されているので、ここで委員会を実施して放映することも考えられる。その場合、3月議会では、常任委員会は同時開催しており、日程調整が必要となる。このことも踏まえ、さまざまな課題を含め検討する必要がある。

<赤坂委員>

常任委員会は非常に大切であり、構成して流せるようにすることもできる。早めに見直して考えていきたい。

<三上委員>

条例案等の議論を行う内容を公開していくことには賛成である。各委員会室にカメラを設置して放映するにはかなりの予算がかかるということだが、実際にはどれだけの予算がかかるのか。公開することはよいが、実際にどれだけの市民が見てくれるのか。南丹市や京丹波町のようにケーブルテレビがあるわけではないので、公開には賛成だが、予算や費用対効果も考えていかなければならない。

<藤本委員>

常任委員会は別日開催しているので、公開するように考えていけばよい。

<西口委員>

市民に公開するのが一番である。

<木曾委員長>

公開という観点から、常任委員会の配信を検討することでよいか。

<西口委員>

安くできる方法はこれから考えることとして、公開することを考えていきたい。

(YouTube)

<赤坂委員>

小さなカメラを会議室に設置してテストすべきである。フェイスブックや YouTube をうまく使い分けていけばよいのではないか。

<議事調査係長>

YouTube は、すでに広く一般的に浸透しているので研究していく必要がある。方法としては、YouTube がよいのか、現行のインターネット配信を広げるのか、総合的にみていく必要があると考える。

(記者会見時のバックボード)

<赤坂委員>

いつもバックボードが同じだという意見を市民から聞いている。はめ込み式でスポンサーを入れて、亀岡市が実施していることのコマーシャルを入れればよいと思う。

<議事調査係長>

現行のバックボードについては、平成27年度に作製したものである。この意見を踏まえ、新たなものを作製することも一つである。いろいろなご意見をいただき考

えていきたい。

<菱田副委員長>

議会をアピールすることについては、議長記者会見等、いろいろやっているが、これを補完することを検討していけばよい。

<三上委員>

よいと思う。どうすれば、はめ込みでできるのか。工夫していけばよい。

<藤本委員>

例えば、京セラなどのスポンサーが入ってもよいのではないか。

<木曾委員長>

検証結果は「一部達成」として、今後の方向性は「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

(タブレット端末)

<木曾委員長>

別途検討する。

### ○第6条第3項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無党派 A)

<赤坂委員>

以前、公共交通対策特別委員会で、京都タクシーに来てもらい、細かく説明を受けたことがある。このように財政や法律など、いろいろな専門家に意見を聞けばよい。

<議事調査係長>

令和元年度については参考人制度の実績はなかったが、公共交通対策特別委員会では、先ほど赤坂委員から説明のあったとおり、京都タクシーに来てもらい、意見交換を実施いただいた。気軽に意見交換してもらうため、あえて参考人制度を活用せず実施したところである。また、桂川・支川対策特別委員会では、京都府の職員に来てもらい、委員会を開催されたところである。これについても、参考人制度をあえて使っていないところである。実績としては、実質この2件があるので、これも踏まえ検証していただきたい。

<木曾委員長>

参考人制度を活用する場合、どのように取り扱うのか。

<議事調査係長>

まず、参考人制度を実施する場合、委員会で実施するかについて議決いただき、参考人に対して、議会を代表し議長が要請することとなっている。そして、費用弁償を支払うこととなる。予算としては1人2,600円の5人分、計13,000円を措置している。

<木曾委員長>

実質的に活用できているようであり、検証結果は「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

### ○第6条第4項

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第6条第5項

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第7条第1項、第7条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無会派 A)

<三上委員>

議会報告会については、毎年開催するものと規定していた条文を改正した。全体として議会報告会を開催しても、十分な効果が発揮できていない。会派として開催する報告会では、会派の考えを答えられるが、議会報告会では、それぞれの議員の思いを封印して返答しなければならないので、議員はもどかしさを感じ、市民は手ごたえを感じられない。条文に規定している以上、実施していない状態であり意見したものである。

<議事調査係長>

議会として、議会報告会の制度としては持っているものであるが、実際に開催するかについては、議会として判断していただければよいと考える。

<木曾委員長>

実質的にこの2年間は、議会報告会を開催していない。

<赤坂委員>

議会報告会には、何人くらい参加されてきたのか。

<議事調査係長>

平成28年と平成29年の議会報告会については年2回開催し、予算と決算の報告をされてきた。それ以前には、議会報告会として各自治会を回っていただいていたが、その時にはたくさんの参加があった。平成22年から数年間で、参加者は1,200人を超えていた。

<赤坂委員>

市民が来たいと思えるように、方法を変えるべきである。

<木曾委員長>

広報広聴会議では議論されているのか。

<赤坂委員>

広聴部会では、新たな方法を考えていたが、新型コロナウイルスの関係で実施できなくなった。少しでも市民の意見を聞くために、今後考えていきたい。

<藤本委員>

各団体には、こちらから広く呼び掛けていかないといけない。

<西口委員>

議会報告会の条文を改正した経過としては、特定の人だけが話して時間を費やした

ことが何度も続いたからである。

<三上委員>

議会報告会が実施されていないからだめなのではない。議会報告会という名称を、市民との意見交換の場等にすればよいのではないかという問題提起である。

<議事調査係長>

このような意見を踏まえ、条項改正するという方法もあると考える。

<木曾委員長>

議会報告会とわがまちトークは、市民の意見を聞く場になっているが、重なっている部分がある。

<三上委員>

見出しを第1項、第2項あわせた形にすることはできないか。市民から、なぜ議会はそのようなことを決めたのかという意見が出てくることも想定されるので、議会報告会の条文は残しておくべきである。市民との意見交流の場とする等の見出しにすれば、整合性が図れるのではないか。

<木曾委員長>

議会報告会の課題整理ができればよいと考えるがどうか。

<藤本委員>

見出しを「市民との意見交換等」に変えれば、第1項、第2項の内容がわかるのではないか。しかし、第2項の条文を見れば趣旨はわかるので、このままでよいと考える。

<議事調査係長>

議会基本条例が制定された時は、議会報告会は象徴的な取り組みであり、第7条に規定された。その後、広く意見を聞く場を設けるため、第2項が制定された経過がある。根本的に検討いただくのであれば、「取組検討」としていただくのもよいかと考える。

<木曾委員長>

第7条第1項は、「一部達成」「取組検討」とする。

第7条第2項は、「達成」「継続」とする。

—全員了—

第7条第1項[検証結果：B・一部達成、取組検討]

第7条第2項[検証結果：A・達成、継続]

○第8条第1号

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第8条第2号

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第9条第1項

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第9条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 B、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<菱田副委員長>

執行部にはこれまでから「一般会計施策の概要」や「主要施策報告書」を作成するようにしてもらってきた。しかし、現在、委員会によっては、資料が提出されなかったりすることで、議員の質疑時間が取れず、審査を深められないような状況もある。このため、細かな説明を省くために、資料提出をさらに求めていくべきだと考える。

<議事調査係長>

事務局としても「一般会計施策の概要」や「主要施策報告書」を作成するよう調整してきたところである。しかし、補正予算等の審査では、もう少し詳しい資料の提出があれば、さらに審査がスムーズになるという状況も見られる。このような議論があることを執行部に伝えながら、審査を充実させる方法もある。また、別の資料を作成するよう求めることもできる。これらのことも踏まえ、検討いただくようお願いしたい。

<三上委員>

「一般会計施策の概要」や「主要施策報告書」を見ても、これまで努力されてきたことは一定理解できる。一般質問までに「一般会計施策の概要」や「主要施策報告書」は配付されており、資料が足りない場合は要求しなければならない。例えば、委員会で資料要求する場合の方法はどうすることとなっているのか。

<議事調査係長>

委員会において、ある委員が資料を要求する場合、委員長が委員会に諮り、委員会の総意のもと、執行部に資料請求することとなっている。

<三上委員>

委員会で資料を請求することとなっても、その分時間的に非効率になる。一部達成でよい。

<赤坂委員>

執行部の説明が早口であり、もう少ししっかりと資料を提出いただきたい。

<藤本委員>

以前に比べると、執行部も改善の努力をされてきた。今の資料は予算の比較もでき、予算の重点施策もわかるようになってきている。資料提出は、それぞれの委員会でしっかりと要望していけばよいのではないか。

<木曾委員長>

条文に沿って、説明資料を提出いただきたいと考えるものである。

<西口委員>

予算のポイントになる数字が質疑しないと出てこない。大事なことは明記しておく

べきである。そうすれば質疑時間を確保して審査が深まる。

<議事調査係長>

執行部に対して、議員から資料提出を求められないような説明をすることも含め、このような意見があることを伝えていきたい。

<木曾委員長>

課長が持っている資料を提出すればよいのではないか。

<西口委員>

求めればすぐに資料が提出されるので、その時間がもったいない。

<三上委員>

所管の委員会では、課長が持っている資料を提出すればよい。

<西口委員>

執行部の戦略ではないか。

<木曾委員長>

課長が持っている資料を提出することを考えていきたい。「一部達成」「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第10条

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

事務局から事務事業評価表の案が提出された。これについて、意見はないか。

<赤坂委員>

会派に持ち帰り検討したい。また、事業選定にあたっては、細かく分けるべきだと思うが、どうなっているのか。

<議事調査係長>

事業選定については、別紙No.2に記載しているとおおり、ピックアップして選定することとされているが、必ずしもこのとおりにする必要はないとして、含みを持たせている。

<菱田副委員長>

これから事務事業評価項目の選定に入るので、できれば様式を今日決めて、審査に入っていきたい。

<三上委員>

各委員が点数を付けて合計するのがよいと考える。最後は個人採点を合計するのがよいと思う。そうすれば「廃止」とする事業が出にくくなると思う。私は①で一度やってみるのがよいと思う。

<藤本委員>

①の方が各委員の思いがわかるのでよい。

<西口委員>

①の方がわかりやすいので、試験的にやってみればよい。

<三上委員>

0～5点の点数は、評価基準と同じでよいのではないか。例えば、極めて良好であれば5点である。個人で点数を付けていった場合、理由をしっかりとっておかないと、委員によって観点が違うので、確認しておけばよい。

<木曾委員長>

別紙No.2①を事務事業評価表とすることでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

「一部達成」「取組検討」とする。

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

<議事調査係長>

今後、各議員には、わかりやすく説明していきたい。前年度の事務事業評価の際に、「必要性」の評価の視点が「市民ニーズを的確に把握しているか。」「目的に照らして事業の必要性はどうか。」と2行に渡っており、評価しづらいとの意見があった。この点についても、検討いただきたい。

<木曾委員長>

次回8月5日の議会運営委員会において、この点について意見があれば協議することとする。

○第10条の2

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 A)

<菱田副委員長>

この制度があることを知らない議員もいるので、確認するために提案した。

<赤坂委員>

当会派には新人議員が多いので、知らない議員が多くいた。今後活用していきたい。

<三上委員>

会期中と会期外の運用がある。一般質問した後に、文書質問を議員個人が活用していけばよい。

<木曾委員長>

会期中の運用と閉会中の運用ではどう違うのか。

<議事調査係長>

例えば、6月議会期間中は、一般質問があるので文書質問はできないが、7～8月にはできる。そして、9月になると一般質問があるので、文書質問はできないことになる。また、4月と5月は閉会中だが文書質問はできる。このことを記した資料となっている。

<三上委員>

質問回数は1回だけであるのか。

<議事調査係長>

本市議会は、6月から3月が会期となっている。6月に開会するが、一般質問を行うので、文書質問はできないが、7～8月の間で1議員1回1項目の文書質問ができる。そして、9月議会が終わり、10～11月の間で、1議員1回1項目の文書質問ができることとなっている。

<木曾委員長>

1年の内、休会中は3回、閉会中は1回文書質問できることとなる。

<三上委員>

閉会中に議員個人では質問できないのか。

<議事調査係長>

1年の内、文書質問ができるのは4回である。4～5月、7～8月、10～11月、1～2月の間となる。また、4～5月は閉会中であり、議員活動は法的にはできないこととなっている。しかし、閉会中の継続審査申し出を行っているため、委員会の調査権を行使して質問するように整備したものである。この場合、議員個人から議会運営委員会に質問を提出いただき、委員会の活動として文書質問をいただくものである。

<木曾委員長>

各会派にわかりやすいように伝えていただきたい。「一部達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第10条の3

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無会派 A)

<三上委員>

予算特別委員会の附帯決議に関して、違う対応になっていたのので、総務文教常任委員会において市長に質問した。

<議事調査係長>

この条文については、委員会審査を経て附帯決議等を付した場合に、報告を求めるものである。執行部に法的義務はないが、相応に対応すべきものだと考えられている。これまでの状況を見て、対応がどうなっているのかという意見だと考える。議会としては、附帯決議をたくさん付してこられたので「達成」ということも考えられる。また、今後の方向性については、このことを踏まえ検討いただければよいと考える。

<赤坂委員>

市長が議会の意見を聞かない場合に、どうするのかということである。市長が強引に進められることが多々あり、その場合は議長が意見を言うていくこととなるのか。

<三上委員>

例えば、霧の芸術祭について、予算特別委員会では「コロナウイルスやいろいろなことを考えたときに、一番早く予算が削られる場所になるであろうと」言われたが、その後、リーディング事業だと言われた。このことについて言及したものである。

<藤本委員>

議長をとおして意見を言うていくべきである。

<木曾委員長>

遅滞なく報告を求めているが、内容が違うことになっているから問題がある。

<西口委員>

市長に直接聞かれたので、問題は解決したと認識している。

<木曾委員長>

附帯決議を議決した以上、市長に対して厳しく言うていくべきである。それ以上の手段がない。非常に残念な結果になる。これ以上、拘束力を持っていくのは難しい。

<議事調査係長>

言われるとおりのことである。附帯決議については、その後も追いかけていただくことが一つある。また、その方法としては、当該委員会において引き続き調査いただくことも重要である。

<木曾委員長>

先日の総務文教常任委員会で市長が言われたことに対して、納得したわけではない。決算、補正、予算に出てくるので、また議論させていただくことになる。その都度、指摘していけばよい。「達成」「継続」とする。今後、議長からも議会としての厳しい意見を言っていただくようにしていただきたい。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第11条

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第12条第1項、第2項、第3項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無党派 A)

<木曾委員長>

以前、土地開発公社の調査特別委員会を設置したこともある。

<三上委員>

いずれにしても、問題意識を持っているということである。緑風会の参考人制度と同じ扱いでよい。

<木曾委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

<休憩：12：55～13：05>

## 2 その他

(1) スマート議会について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

議長から提案のあったスマート議会について、意見を聞きたい。

<西口委員>

新型コロナウイルス感染症や災害の時に必要になる。できれば早期に実現していきたい。

<赤坂委員>

Wi-Fi 整備も含め考えていきたい。本来は市役所に整備されていなければならないものである。

<三上委員>

基本的に賛成である。資料とリンクさせれば、ペーパーレスにもなる。理事者側と歩調を合わせて進めていく必要がある。

<藤本委員>

コロナもそうだが、国もGIGAスクール構想を進めており、具体的に予算をつけて、議会活動を進めていくべきである。

<木曾委員長>

各会派から1名選んでいただき、研究を進め、議会運営委員会に上げて、議長を通じて理事者に伝えていくようにしていきたいと考えるがよいか。

—全員了—

<事務局長>

検討委員会のような場を設定して進めていきたい。

<木曾委員長>

事務局に各会派からの委員を伝えていただきたい。

## (2) わがまちトークアンケートについて

[事務局長 説明]

[赤坂委員(広報広聴会議副委員長) 説明]

<藤本委員>

先日、自治会に行ったときには、すでにアンケート用紙が配られていた。広報広聴会議からのアンケートだと思うがどうなっているのか。

<事務局長>

自治会連合会の幹事9名には、事前に説明するために配付したものである。正式にはこれから説明していくこととなる。

<木曾委員長>

具体的にどこにアンケートボックスを置くのか。提案はないか。

<赤坂委員>

ギャラリーかめおか、社会福祉協議会、図書館に優先的に設置していきたい。スーパーマツモトや駅にも設置したい。

<木曾委員長>

公共施設には設置できると思うが、スーパーや駅には掛け合っていかなければならないのではないか。

<事務局長>

追加で設置する場所を決定いただければ、個々に協議する必要がある。相手側の了解を得たうえでのこととなる。

<木曾委員長>

公共施設、民間の施設には、協議が整い次第、アンケートボックスを設置することによいか。

<三上委員>

スーパーでは、新型コロナウイルス感染症の関係で、多人数での来場はお断りされている。商売にどう影響するかで判断されると思うので、様子を見た方がよいと思う。市議会のホームページでもアンケートができるように考えてはどうか。

<赤坂委員>

議会運営委員会で諮っていただき、了承されるのであれば設置していきたい。

<西口委員>

新型コロナウイルス感染症の関係で、今は難しいと思う。ホームページで対応できるのであれば、効果的だと思う。民間については、今の時期は難しいと思う。

<藤本委員>

民間には、どのような返事をされるか聞いた結果、設置してもよいということであれば、設置していけばよい。

<赤坂委員>

少しでも議会に対して意見がほしいと思う。民間は控えた方がよいという意見はしっかりと聞く。公共施設と自治会には設置するようにしたい。

<木曾委員長>

民間は営業に支障をきたしてはいけないので、公共施設と自治会に設置するようにする。

—全員了—

### (3) 意見書について（総務文教常任委員会）

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

この意見書を本会議で議題とすることでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

本会議の日程は、正副議長で調整いただきたい。

### (4) 要望書について（桂川・支川対策特別委員会）

[事務局長 説明]

[西口委員（桂川・支川対策特別委員長） 説明]

<木曾委員長>

この要望書について、議会として提出することでよいか。

—全員了—

<三上委員>

記の上の最後の部分は「下記のとおり要望する。」としてはどうか。その下には「～すること」の文体にするのがよい。前文で亀岡市の水害に関して、現実にやろうとしていることなので、「夢の実現」という表現はどうか。

<西口委員>

その意見も踏まえ、要望書を提出していきたい。

<木曾委員長>

近畿地方整備局には提出しないのか。

<西口委員>

提出するようにしていきたい。

<藤本委員>

「嵐山の左岸の可動式止水壁の本年度確実な治水効果のある整備促進の要望」のあとに、「・・・については予算をつけて本年度着実に実施されたい」としてはどうか。

<木曾委員長>

それぞれの委員の意見を踏まえ整理していただきたい。

### (5) 次回開催日時

8月5日（水）午前10時～

<木曾委員長>

次回の議会運営委員会の開催日時については、このとおり確認いただきたい。

1 3 : 4 3